

相続登記は お済みですか？

～令和6年4月1日から相続登記が義務化されました～

所有者が分からない
不動産が年々増加し
ています。

相続登記
カニ
義務化に！

相続登記に時間がか
かる場合などには、
簡易な「相続人申告
登記」ができます。

相続登記は、
3年以内に済ませ
ましょう。

「ご当地トウキツネ」

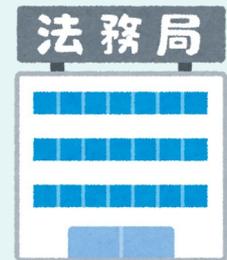
相続・登記の専門家
へのご相談もご検討
下さい。

正当な理由がないのに相続登記の申請を怠ると、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Q1 不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されるのはなぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加しており、災害時の復旧復興事業や売買等の取引を進められないといった問題が起きています。

この問題を解決するため、令和3年4月に法律が改正され、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。



Q2 いつまでに相続登記をしないといけないのですか？

相続（遺贈を含む。）により不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に法務局に相続登記を申請する必要があります。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も義務化の対象となり、令和6年4月1日から3年以内の申請を義務付けられています。



Q3 すぐに相続登記の申請ができない場合、
どうすればよいでしょうか

相続人間で遺産分割の話し合いが整わないなど、相続登記の申請に時間がかかる場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続を法務局で行うことにより、申請義務を果たしたとみなされます。

*相続人申告登記は、自分が相続人であることを申告する簡易な手続であり、相続登記のように所有権を公示する効力はありません。



Q4 建物を相続したけれど、その建物の登記がない場合は、どうすればいいですか？

古い建物など、建物の登記がされていない場合があります。登記がない建物を相続した場合は、相続登記の申請をする前に、**建物の登記（表題登記）**の申請をする必要があります。



Q5 相続登記について不明な点がある場合、
どこに相談すればよいでしょうか？

相続登記の申請については司法書士、建物の登記がない場合の
表示の登記などについては土地家屋調査士にご相談ください。

また、お近くの法務局で、予約制で手続案内を行っています。

鳥取県司法書士会 0857-27-4165

ホームページ <http://www.tottori-shihoshoshi.jp/>

鳥取県土地家屋調査士会 0857-22-7038

ホームページ <http://www.tottori-chosashikai.com/>

鳥取地方法務局登記手続案内の予約 0857-22-2293

倉吉支局登記手続案内の予約 0858-22-4108

米子支局登記手続案内の予約 0859-22-6162

(平日9:00~17:00)

ホームページ [https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-hihx-u/reserve/
offerList_initDisplay.action](https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-hihx-u/reserve/offerList_initDisplay.action)



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

よろしくお願ひします

